

建設工事に係る工事成績に対する説明請求要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の発注する建設工事成績の通知を受けた請負者が、その内容に疑問がある場合に説明を求める手続を定め、もって、工事検査の透明性及び公正性の確保に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による説明請求の対象は、県の発注する鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「規則」という。）第1条に規定する工事（規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。）の完成検査による工事成績のうち、鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号。以下「検査規程」という。）第3条第1項に規定する検査員が実施した検査に係るもの（以下「工事成績」という。）とする。

(請求手続)

第3条 規則第52条第5項の規定による工事成績の通知を受けた請負者は工事成績に疑問がある場合は、通知の受取日の翌日から起算して14日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を含む。）以内に、工事成績説明請求書（様式-1。以下「説明請求書」という。）をもって関係機関の長（知事契約に係るものは知事、地方機関の長契約に係るものは当該地方機関の長。以下同じ。）に説明を求めることができる。

2 前項の請求があった場合には、関係機関の長は速やかに、説明請求書を工事検査課長（米子工事検査事務所長が決定した成績に係るものにあつては米子工事検査事務所長。以下同じ。）に送付するものとする。

(対応措置)

第4条 前条の規定により説明請求書の送付がなされた場合は、工事検査課長は工事成績回答書（様式-2）により説明請求を行った請負者に速やかに回答を行うとともに、関係機関の長にその写しを送付するものとする。

(工事成績修正の場合への準用)

第5条 前2条の規定は、検査規程第14条第3項により工事成績が修正された場合について準用する。この場合において、「規則第52条第5項の規定による工事成績の通知」とあるのは、「検査規程第14条第3項による工事成績の修正の通知」と、「工事成績説明請求書（様式-1）」とあるのは「工事成績修正説明請求書（様式-3）」と、「工事成績回答書（様式-2）」とあるのは「工事成績修正説明書（様式-4）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行し、同日以後に行われる完成検査による工事成績について適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月13日から施行する。

様式 - 1 (工事成績説明請求書)

年月日

関係機関の長 様

会社名
代表者 氏名 印

完成検査の工事成績について (照会)

平成 年 月 日付で通知のあった工事成績について、下記のような疑問
がありますので、説明を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 完成検査 年 月 日

[疑問内容]

会社名
代表者 氏名 様

(職 氏 名) 印

完成検査の工事成績について (回答)

平成 年 月 日付 (番号) で照会のあったこのことについては、別添工事成績説明書のとおりです。

なお、工事成績に不服がある場合は、本通知を受けた日の翌日から起算して10日以内 (日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、当該期間に含まないものとする。) に、建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱 (平成16年12月16日付行第575号鳥取県総務部長通知) 第3条第1項の規定により、知事に対して不服申立てをすることができます。

工事成績説明書

工 事 名

工事場所

請 負 者

説明項目

説明

年月日

(職 氏 名) 様

会社名
代表者 氏名 印

工事成績の修正について (照会)

平成 年 月 日付で通知のあった工事成績の修正について、下記のような疑問がありますので、説明を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 完成検査 年 月 日

[疑問内容]

会社名
代表者 氏名 様

(職 氏 名) 印

完成検査の結果説明について (回答)

平成 年 月 日付 (番号) で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

なお、この修正に不服がある場合は、本通知を受けた日の翌日から起算して10日以内 (日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、当該期間に含まないものとする。) に、建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱 (平成16年12月16日付行第575号鳥取県総務部長通知) 第3条第1項の規定により、知事に対して不服申立てをすることができます。

記
(理由)